

## 裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 25 年 6 月 3 日付けで提起のあった、名古屋市南区社会福祉事務所（以下「処分庁」という。）が、平成 25 年 5 月 31 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

原処分を取り消します。

## 理 由

## 第 1 審査請求の趣旨及び理由

## 1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

## 2 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は、■■■■の成年後見人になる事を生活保護者がなってはダメだと事前に説明を受けてないのに、成年後見人になった事で支払い廃止になる事が不明。

成年後見人になってから 5 月分までの保護費を守るべく ■■■■の財産から返金を言われたのも納得いきません、というものである。

また、請求人は、「他、言いたい事は別紙に書き添付します。」として、以下のとおり述べている。

最初の担当者からの説明で、共益費 ■■■■ 円まで、家賃は ■■■■ 円、合わせて ■■■■ 円とメモ書きしながら説明を受けた（約 3 年前）

現在の担当者は昨春変わった。

昨年 10 月 7 日に ■■■■ が自損事故により入院。

緊急のため世帯を別にする前に生活保護開始（12 月 13 日～）

後日転居先を決め、契約書類を区役所に提出に行ったら、共益費を自分で支払うように言われた。

初めの説明では共益費込みと思っていたので、話が違う思い賃貸契約をドタキャンした。

説明の不備に対する納得のできる謝罪は無いまま。

H25. 2. 22 ■■■の成年後見人認定登録。

保護課担当者から私が後見人になった事が不満のような事を言われた。

生活保護を受けている者が、成年後見人にならない様に、と言う説明は受けておらず、病院のケースワーカーから連絡を受けていながら、区役所側からは一切確認連絡はなく、■■■の預金通帳の提示を要求された。

5月9日に責任者と話をして、生活保護の打ち切りと、成年後見人に登録された日からの保護費の返還要求と、■■■の年金で生活する様に言われた。

担当者と対立していて、担当者の変更を申し出たが、応じられないと言われたばかりか、気に入らなければ南区から出て行って下さいと受け止められる様な言葉を責任者から言われた。

■■■の入所施設が決まるまで、現住居アパートの名義変更して、生活保護の継続出さないか相談したけど、保護打ち切ります、と相談に乗ってくれなかった。

■■■の財産で生活するために後見人になった訳ではないと伝えても聞き入れてもらえなかった。

5月分の保護費支払い方法の変更の知らせの通知が支払い日前日4月30日に届いた上に、変更理由の記載が無かった。

6月から支払停止の書類の発送が遅れますと5月16日に電話連絡があったけど、その書類も停止前日の5月31日に届いた。

その内容を見ても約半月掛って作成された内容とは思えないのに、前日に届く意味が解らない。

直ぐに何でも決まり通りに行ってます、と言われるけど、説明不足が多く納得出さないと断っても、決まりだから、の一言で片付けられる。

意見申し立てをする場所を質問したら、県庁に行けば解ると言われ、本庁舎に行くのか西庁舎に行くのか、また何課に行けば良いのか、全く教えてもらえなかった。

それが区役所のやり方なのか、不信、不満感を抱いた。

## 第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は次のとおりであり、この点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

### 1 原処分に至った経緯

- (1) 平成24年12月13日、請求人は■■■■■に通院中で、就労していないため、生活に困窮するとして、処分庁宛て生活保護申請を行い、処分庁は同日受理をした。処分庁職員は申請時の生活保護制度説明時に請求人に対し、

請求人が■■■■■■■■■■ 名義住宅に居住しているため、口頭にて転居指導を行った。

- (2) 同月 14 日、新規実地調査のため処分庁職員が請求人宅を訪問した。その際以下の状況を確認した。
  - ・ 自宅アパートは■■■■名義で、■■■■入院後は家賃滞納となっていること。
  - ・ 請求人は■■■■から「一緒に住めない」と何度も言われており、■■■■関係が良好ではなく生計は別になっていること。
  - ・ ■■■■は「■■■■■■■■■■」のため、■■■■■■■■■■で入院しており、意思疎通が難しい状態で、請求人が■■■■名義の通帳の場所を聞き出すことができない。したがって■■■■の資産を活用することが困難であること。
  - ・ 今後家賃滞納が続くと退去することが予想されること。
- (3) 同年 12 月 18 日、処分庁は平成 24 年 12 月 13 日付け請求人に対する保護開始を決定し、請求人宛て通知した。
- (4) 平成 25 年 1 月 4 日、請求人より入電があった。転居先候補アパートについて家賃月額■■■■円、共益費■■■■円との申し出があった。処分庁は転居を認める旨回答を行った。
- (5) 同月 9 日、処分庁は、敷金等■■■■円の支給決定を行った。
- (6) 同月 10 日、請求人が、処分庁に来所し面接を行った。その際、処分庁は敷金のうち、共益費は請求人の負担になる旨説明したところ、「以前聞いた話と違う」と怒り出し「引越しはしない」と言い退所した。
- (7) 同月 11 日、請求人は、■■■■の後見人の手続きを行うために書類を準備した。その後、処分庁にて来所面接を行った。請求人は処分庁職員の共益費が自己負担になることを伝えなかったことに対して「謝罪がない」と不満を漏らした。
- (8) 同年 4 月 4 日、請求人が処分庁へ来所し、面接を行った。請求人から、口頭にて■■■■の成年後見人となり、■■■■の通帳から病院の未払い金の支払いが行えるようになったこと及び未払い家賃支払いに充てたとの報告があった。処分庁は、■■■■の資産を活用できるようになったことにより、請求人と父を別世帯と認定すべきかを再度、検討する必要がある旨説明し、■■■■の預貯金の通帳を提出するよう口頭にて指示した。請求人からは「弁護士に聞いてみる」との申し立てがあり、請求人は退出した。
- (9) 同月 5 日、処分庁職員は■■■■の資産を調べるために法第 29 条に基づく資産調査を行った。
- (10) 同月 12 日、■■■■より上記 (9) の回答があり、その内容は、■■■■の預金残高が 4 月 5 日時点で■■■■円であることを確認した。
- (11) 同月 26 日、処分庁は■■■■の課税調査を実施し、平成 24 年度中の年金収入が■■■■円（1 月あたり約■■■■円）であることを確認した。

(12) 同年5月1日、処分庁職員は、処分庁にて請求人に対し下記指示書を交付した。

指示事項：平成25年5月17日までに、**■**氏の後見人となったことが分かる書類および**■**氏名義の通帳を提出すること。

理由：請求人が**■**氏の後見人となり、**■**氏の通帳を引き出せるようになったことにより世帯認定の見直しを行う必要があるため。

(13) 同月9日、請求人が処分庁へ来所し、面接を行った。その際、請求人からは、登記事項証明書及び**■**の預金通帳の提出があり、以下のことが判明した。

・請求人は平成25年2月21日に**■**の成年後見人となったこと。また、成年後見人の登記登録日は平成25年2月22日であること。

・**■**の資産は**■**口座番号**■**に**■**円の残金があること。

・**■**の年金が2箇月分で**■**円であること。

・平成24年10月3日以降、**■**口座から住宅の電気代、ガス代、電話代及びNHK放送受信料が引き落としされていること。

処分庁は請求人に対し、**■**の通帳残高及び年金収入より保護の要否判定を行い、結果として一度保護を廃止する可能性があることを説明した。また**■**の資産が活用できるようになった以降の支払い済み保護費の返還が必要になる旨説明した。

(14) 同月14日、処分庁は次のとおり要否判定を行った。

**■**の1月あたりの年金額 (A) = **■**円

(介護保険料・後期高齢者保険料控除)

最低生活費 (B) = 215,180円 + 請求人の医療費実費

(内訳)

請求人生活扶助	81,610円
<b>■</b> 日用品費	23,150円
<b>■</b> 障害者加算	22,340円
住宅扶助	43,000円
<b>■</b> おむつ代	20,900円 (おむつ代上限)
請求人 医療費	実費
<b>■</b> 医療費	0円 (障害者医療証あり)
<b>■</b> 入院食費	24,180円 (一般世帯 260円)

最低生活費との差額

(B) - (A) = **■**円 (C)

6月に年金の入金があるまでの生活費として1月分の年金を考慮し、預金残

高で、最低生活費と収入の差額分 (C) をどれだけ賄えるかを計算すると、  
預金残高 (D) 〇〇〇〇円 - 〇〇〇〇円 (1月分年金) = 〇〇〇〇円  
(D) ÷ (C) = 13.017月

結果として預金残高及び今後の〇〇〇の年金収入で6箇月以上生活できるため、法の解釈基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の12答2(2)において保護を廃止すべき場合として「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」とされていることから、保護廃止することを決定した。

- (15) 同月16日、処分庁職員は、請求人へ入電し、平成25年6月1日で保護廃止となること及び決定通知書を後日送付することを伝えた。
- (16) 同月22日、処分庁は名古屋市成年後見あんしんセンターに後見人の金銭取扱いについて確認したところ、「請求人と〇〇〇は元々同居していた状態であるので、請求人の生活費に〇〇〇の資産を使用することは認められる」と回答を得た。
- (17) 同月31日、処分庁は、原処分を決定し、請求人宛て生活保護廃止決定通書を送付した。
- (18) 同年6月3日、請求人は愛知県事宛てに原処分にかかる審査請求を提起した。

## 2 処分庁の意見

請求人は、審査請求の趣旨において「平成25年6月1日生活保護廃止決定を取り消してほしい」として原処分の取消しを求めている。

### (1) 原処分の適法性

ア 法第4条第1項は、生活保護における「保護の補足性」について定めた規定であり、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低程度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものである」とされており、また第3項は「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」とされている。

イ 請求人は、平成25年2月21日に〇〇〇の成年後見人として、〇〇〇の資産管理を行えるようになり、実際に〇〇〇の通帳から現金の引き出しを行っている。これは、課長通知第3の18に示されている保護費のやり繰りによって生じた預貯金には当たらず、法第4条第1項の「利用し得る資産を活用すること」の資産を請求人が新たに取得したと処分庁は判断したものである。

ウ 法第10条は生活保護における「世帯単位の原則」について定めた規定であり、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるが、これによりがたい場合は個人を単位として定めることとしている。また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通

知。以下「次官通知」という。)第1には「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は原則として同一世帯として認定すること」とされている。

エ 保護開始時、■は意思疎通が難しい状態で、請求人が■名義の通帳の場所を開き出すことができず、資産の管理ができない状態であった。また処分庁は元々■関係が良好でない旨の説明を請求人から受けていた。一方で■の意思確認ができない状態のため事実確認が不十分であったが、請求人の状況および申告から請求人は■と生計を一にしていると判断し、請求人を単身者として生活保護を開始した。

オ 民法 859 条には「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為については被後見人を代表する」とあり、後見人となったのち、請求人が■の通帳から現金を引き出したことを確認した。

カ また処分庁は請求人が居住している■名義のアパートの電気等の光熱費が■口座から引き落とされていたことを確認したため、処分庁は改めて世帯認定の扱いについて検討した結果、請求人および■が同一世帯に属していると判断した。

キ 処分庁は請求人と■の2人世帯としての最低生活費と■の資産及び収入と比較し、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の2「保護の要否および程度の決定」に従い、要否判定を行った結果、上記1(14)のとおり、6箇月以上の生活が可能として、6月1日で保護廃止としたものである。

ク なお、請求人から提出されている別紙事項については、念のためそれぞれ意見を述べると次のとおりである。

・「最初の担当者～受けた(約3年前)」については、処分庁職員は、転居に際しての条件はメモにて説明し、共益費は自己負担であることを説明しているため、争う。

・「現在の担当者は昨春変わった。」については、請求人の生活保護の受給が開始となったのは、平成24年12月13日であり、担当者の変更はないものであり、不知である。

・「緊急のため～開始(12月13日～)」について、認める。

・「後日転居先～契約をドタキャンした。」について、共益費の支払いについては、自己負担である旨説明しているため争う。また、賃貸契約をドタキャンしたについては不知である。

・「説明の～謝罪は無いまま。」について、保護開始時に処分庁職員から転居に際しての説明を行ったが、請求人は「以前聞いているので分かっている」と申し出た。したがって処分庁は請求人が転居の条件を理解していると判断したため、争う。

- ・「H25. 2. 22～認定登録」について、認める。
- ・「保護課担当者から～を要求された。」について、処分庁職員は請求人に対し、■の成年後見人になったことに対する不満は述べておらず、請求人が■通院していたことから■の面倒が見られるか不安である旨を伝えていたため、争う。
- ・「5月9日に責任者と～生活する様に言われた。」について、生活保護の打ち切りではなく、請求人の単独世帯としての保護を継続することができないため一度保護を廃止する旨説明したため、争う。
- ・「担当者と対立していて～責任者から言われた。」について、請求人から担当者の変更の申し出があったが、応じられない旨回答を行っているが、「南区から出て行って下さいと受け止められる様な言葉」についてはしていない。■が■の施設に入所した場合で、請求人と明らかに世帯が分かれ、生活に困窮する場合は、居住している住所を管轄する福祉事務所に相談するよう助言したため、争う。
- ・「■の入所～相談に乗ってくれなかった。」について、■の入所施設が決まるまでの保護継続の申し出はあったが、請求人及び■との世帯を単位として生活保護の認定を行うため、請求人のみ保護継続はできない旨説明したため、争う。
- ・「■の～聞き入れてもらえなかった。」について、請求人が毎日のように■の世話をしたことや病院へおむつ代等の未払金および■名義アパート未納分家賃の支払いに■の預金を引き出し返済したことを聴取しているが、特に後見人になったことを責めるような発言はおこなっていないため、争う。
- ・「5月分の～記載がなかった。」について、支払方法の変更は行政処分としての決定行為ではないため、変更理由の記載は必要ないものである。
- ・「6月から支払停止～届く意味が解らない。」について、請求人に経過報告として5月16日に電話連絡を行った。決定通知発送が5月31日に請求人宅へ届いたのは今後の対応を協議したため、送付行為が遅れたことは認める。ただし、事前に方針を伝えてあるため、特に支障はないと考えるため、争う。
- ・「すぐに～片付けられる。」について、生活保護手帳などを用いて、説明を行っているため、争う。
- ・「意識申し立てを～不審不満感を抱いた。」について、審査請求を行う場合は、愛知県事宛てに行うことになることを説明した。なお、愛知県庁の審査請求の問い合わせ先についての詳細の説明は通知書が届いたのちに県庁または処分庁へ問い合わせてもらえれば、あたらめて説明する旨伝えてあったが、県庁の何課まで伝えていないことは認める。

## (2) 結論

以上のおりであるから、原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 請求人の反論

請求人は、7月1日に、審査庁あて提出した、処分庁の弁明書に対する反論書の中で、弁明内容を引用し、以下のとおり反論している。

弁明書第3の1本件処分に至った経過の、(2)中「■から「一緒に住めない」と何度も言われており」に対して、「頻繁に言われていた訳でなく、■の本心も明確には不明(話し合いが出てなかったため)」。

同「■■■■■■■■■■」に対して、「正確には■■■■■■■■■■と一部の■■■■」。

(6)中、「共益費は請求人の負担になる旨説明したところ、「以前聞いた話と違う」と怒り出し「引っ越しはしない」と言い退所した。」に対して、「納得できないまま契約を結べないのが理由」。

(16)中「名古屋市成年後見あんしんセンターに後見人の金銭取り扱いについて確認したところ、「請求人と■は元々同居していた状態であるので、請求人の生活費に■の資産を使用することは認められる」と回答を得た。」に対して、「あんしんセンターに相談・問い合わせしたことが無いのですが。センターの回答が正しいとは思えません。」。

弁明書第3の2本件審査請求の争点及び処分庁の意見(1)オ「請求人が■の通帳から現金を引き出したことを確認した。」に対して、「治療費等を精算するのが理由で有って自分の生活費目的ではない。」

同キ「処分庁は請求人と■の2人世帯としての最低生活費と■の資産及び収入と比較し、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の2「保護の要否および程度の決定」に従い、要否判定を行った結果、上記1(14)のとおり、6箇月以上の生活が可能として、6月1日で保護廃止としたものである。」に対して、「■■■■の財産で生活をするため成年後見人になった訳ではない事を理解していない。」

同ク中「共益費は自己負担であることを説明しているため」に対して、「自己負担とは説明を受けていません。含めた合計金額として説明を最低2回以上聞いています。」。

同「担当者の変更はないものであり、不知である。」に対して、「意味不明」。

同「共益費の支払いについては、自己負担である旨説明しているため争う。また、賃貸契約をドタキャンしたについては、不知である。」に対して、「前任者からの説明と違うことが起きたため納得できない契約は出きないため。」。

同「請求人は「以前聞いているので分かっている」と申し出た。」に対して、「前任者の説明を信用していたから。」。

同「■の成年後見人になったことに対する不満は述べておらず」に対して、「そう受け止められる口調で、後見人になった事に対して指摘を受けている。」。

同「「南区から出て行って下さいと受け止められる様な言葉」についてははしてい



ない。」に対して、「聞かされた側は、そう受け止めれる言い方をされています。」。

同「[ ]の入所～相談に乗ってくれなかった。」について、[ ]の入所施設が決まるまでの保護継続の申し出はあったが、請求人及び[ ]との世帯を単位として生活保護の認定を行うため、請求人のみ保護継続はできない旨説明したため、争う。」に対して、「事務的で良心を全く感じない。」。

同「特に後見人になったことを責めるような発言はおこなっていないため」に対して、「言われた側は責められた様に受け止めれる発言と思っている。」。

同「今後の対応を協議したため、送付行為が遅れたことは認める。ただし、事前の方針を伝えてあるため、特に支障はないと考えるため」に対しては、「対応協議と聞いた覚えがない。」。

同「あらためて説明する旨伝えてあったが」に対しては、「聞いた覚えはない。」。

同「県庁の何課までは伝えていないことは認める。」に対して、「責任者自身の対応からして悪すぎ。人間味のない事務的な対応のしすぎ」。

その他、「話を聞いた側に対して、不信・不満な気持ちを感じさせたことは事実なのできちんと謝罪すべき。」「成年後見人は、財産を守るのが役目と家庭裁判所成年後見センターより説明を受けており、自分の生活費のために後見人になった訳ではない事を訴えたい。」「世帯分けをする努力を全くしていなかった訳ではない事を認めて欲しい。(2013年になってからは、成年後見人の手続き、入所施設探しを優先していた)」、「担当者の口振りは明らかに成年後見人になった事に対して、不満そうな言い方をしているとしか受け止められませんでした。」「弁明の内容全てに不満を感じました。」「[ ]の先き行きが長くない事が判ったので、納得の出きる円満解決をし、[ ]の事だけを考えさせて欲しいです。」

#### 第4 審査庁の判断

##### 1 認定した事実

- (1) 請求人は、前住所地の借家の立退きを迫られ、現住所地に転居後、平成23年10月6日に処分庁で面接を行っているが、転居以前から[ ]と同居していた。
- (2) 平成24年12月13日、請求人は、処分庁宛て生活保護申請を行い、処分庁は同日受理をした。処分庁職員は申請時の生活保護制度説明時に請求人に対し、請求人が[ ]名義住宅に居住しているため、口頭にて転居指導を行った。
- (3) 同月14日、新規実地調査のため処分庁職員が請求人宅を訪問した。その際以下の状況を確認した。
  - ・自宅アパートは[ ]名義で、[ ]入院後は家賃滞納となっていること。
  - ・請求人は[ ]から「一緒に住めない」と何度も言われており、[ ]関係が良好ではなく生計は別になっていること。

・ ■は「 ■」のため、 ■で入院しており、意思疎通が難しい状態で、請求人が ■名義の通帳の場所を聞き出すことができない。したがって ■の資産を活用することが困難であること。

(4) 同月 18 日、処分庁は平成 24 年 12 月 13 日付け請求人に対する保護開始を決定し、請求人宛て通知した。

(5) 平成 25 年 4 月 4 日、請求人が処分庁へ来所し、面接を行った。請求人から、口頭にて ■の成年後見人となり、 ■の通帳から病院の未払い金の支払いが行えるようになったこと及び未払い家賃支払いに充てたとの報告があった。処分庁は、 ■の資産を活用できるようになったことにより、請求人と ■を別世帯と認定すべきかを再度、検討する必要がある旨説明し、 ■の預貯金の通帳を提出するよう口頭にて指示した。請求人からは「弁護士に聞いてみる」との申し立てがあり、請求人は退出した。

(6) 同月 5 日、処分庁職員は ■の資産を調べるために法第 29 条に基づく資産調査を行った。

(7) 同月 12 日、 ■より上記 (5) の回答があり、その内容は、 ■の預金残高が 4 月 5 日時点で ■円であることを確認した。

(8) 同月 26 日、処分庁は ■の課税調査を実施し、平成 24 年度中の年金収入が ■円 (1 月あたり約 ■円) であることを確認した。

(9) 同年 5 月 9 日、請求人が処分庁へ来所し、面接を行った。その際、請求人からは、登記事項証明書及び ■の預金通帳の提出があり、以下のことが判明した。

- ・ 請求人は平成 25 年 2 月 21 日に ■の成年後見人となったこと。また、成年後見人の登記登録日は平成 25 年 2 月 22 日であること。

- ・ ■の資産は ■口座番号 ■に ■円の残金があること。

- ・ ■の年金が 2 箇月分で ■円であること。

- ・ 平成 24 年 10 月 3 日以降、 ■口座から住宅の電気代、ガス代、電話代及びNHK放送受信料が引き落としされていること。

(10) 同月 14 日、処分庁は次のとおり要否判定を行った。

■の 1 月あたりの年金額 (A) = ■円

(介護保険料・後期高齢者保険料控除)

最低生活費 (B) = 215,180 円 + 請求人の医療費実費

(内訳)

請求人生活扶助	81,610 円
■ 日用品費	23,150 円
■ 障害者加算	22,340 円
住宅扶助	43,000 円

■ おむつ代	20,900 円 (おむつ代上限)
請求人 医療費	実費
■ 医療費	0 円 (障害者医療証あり)
■ 入院食費	24,180 円 (一般世帯 260 円)

#### 最低生活費との差額

$$(B) - (A) = \text{■} \text{ 円 (C)}$$

6 月に年金の入金があるまでの生活費として 1 月分の年金を考慮し、預金残高で、最低生活費と収入の差額分 (C) をどれだけ賄えるかを計算すると、

$$\text{預金残高 (D)} \text{■} \text{ 円} - \text{■} \text{ 円 (1 月分年金)} = \text{■} \text{ 円}$$

$$(D) \div (C) = 13.017 \text{ 月}$$

結果として預金残高及び今後の■の年金収入で 6 箇月以上生活できるため、課長通知第 10 の 12 答 2 (2) により、保護廃止することを決定した。

- (11) 同月 22 日、処分庁は名古屋市成年後見あんしんセンターに後見人の金銭取り扱いについて確認したところ、「請求人と■は元々同居していた状態であるので、請求人の生活費に■の資産を使用することは認められる」と回答を得た。
- (12) 同月 31 日、処分庁は、原処分を決定し、請求人宛て生活保護廃止決定通書を送付した。
- (13) 同年 6 月 3 日、請求人は、審査庁あて原処分にかかる審査請求を提起した。

## 2 判断

法第 4 条第 1 項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。これは、保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めたものであり、保護制度が、自己責任の原則に対して補足的役割を担っていることを規定している。

一方、民法第 858 条には「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」と、成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮について規定され、同法第 859 条には、「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。」と規定されている。

原処分を見るに、請求人が、平成 25 年 2 月 21 日に■の成年後見人となったことから、処分庁は、名古屋市成年後見あんしんセンターに後見人の金銭取り扱いについて確認し、「請求人と■とは元々同居していた状態であるので、請求人の生活費に■の資産を使用することは認められる」との回答を得たことにより、同月 14 日に行った要否判定で保護要との判定ではあるものの、■の通帳残高及び年金収入を

活用すれば、6か月以上生活が可能であるとして、「■の後見人になり、預貯金の活用ができることとなった」との理由をもって原処分の決定を行っている。

しかし、民法の規定には、成年後見人は、成年被後見人の財産の管理にあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないこととされ、■の後見人になったことにより請求人が得たものは、「利用し得る資産」としての預貯金を自らの生活のために無制限に使用する権限ではなく、元々同居していた■に應分の生活費を援助する、という程度の扶養義務の履行についての権限であると考えるのが相応である。

したがって、原処分は違法であると解さざるを得ない。

なお、処分庁の、請求人の生活費に■の資産が充当されることへの危惧については、それぞれ請求人並びに■の生活費を混同することのないよう、通常の指導において行うことで足りるものである。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成25年7月19日

愛知県知事 大村 秀

